

総室発第36号

令和4年6月30日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

## 東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

### 記

#### 1. 変更内容

昭和40年3月30日付40原第822号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた東海発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線及び点線枠は含まない。)

## 2. 変更の理由

東海第二発電所 安全性向上対策工事に伴う周辺監視区域境界の変更

東海第二発電所の安全性向上対策工事に伴い、作業用地を確保するため、周辺監視区域境界の一部を変更する。

・第31条（周辺監視区域）図31

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、変更後の周辺監視区域境界に標識を設置した時点から施行する。

以 上

本資料のうち、枠囲みの内容は営業秘密  
又は防護上の観点から公開できません。

## 東海発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

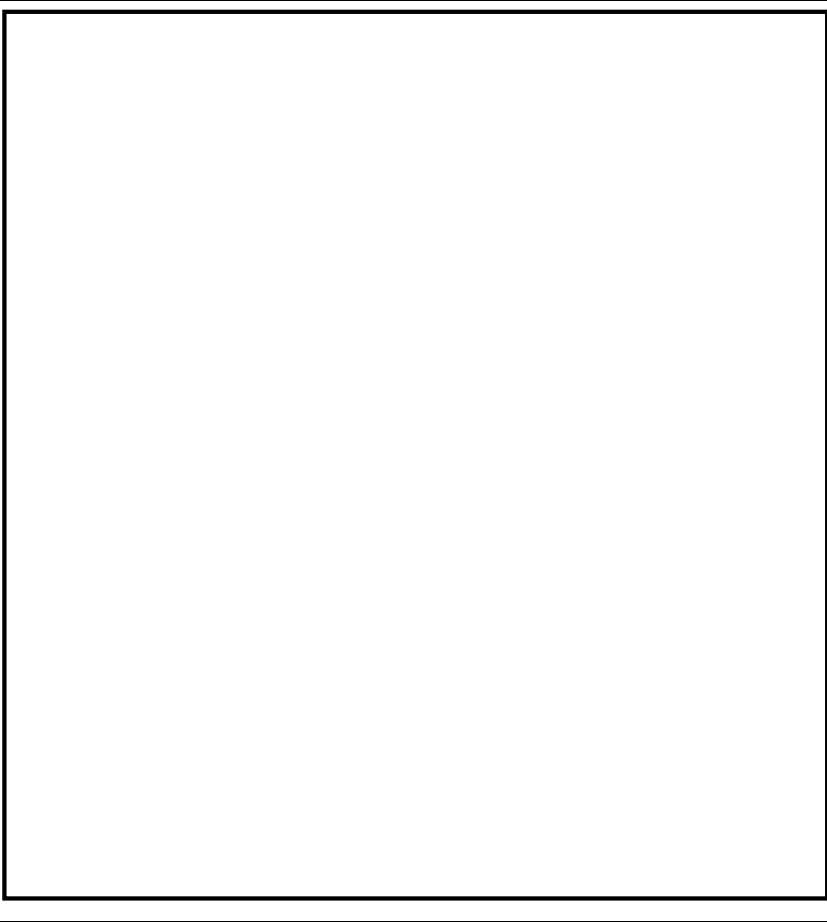
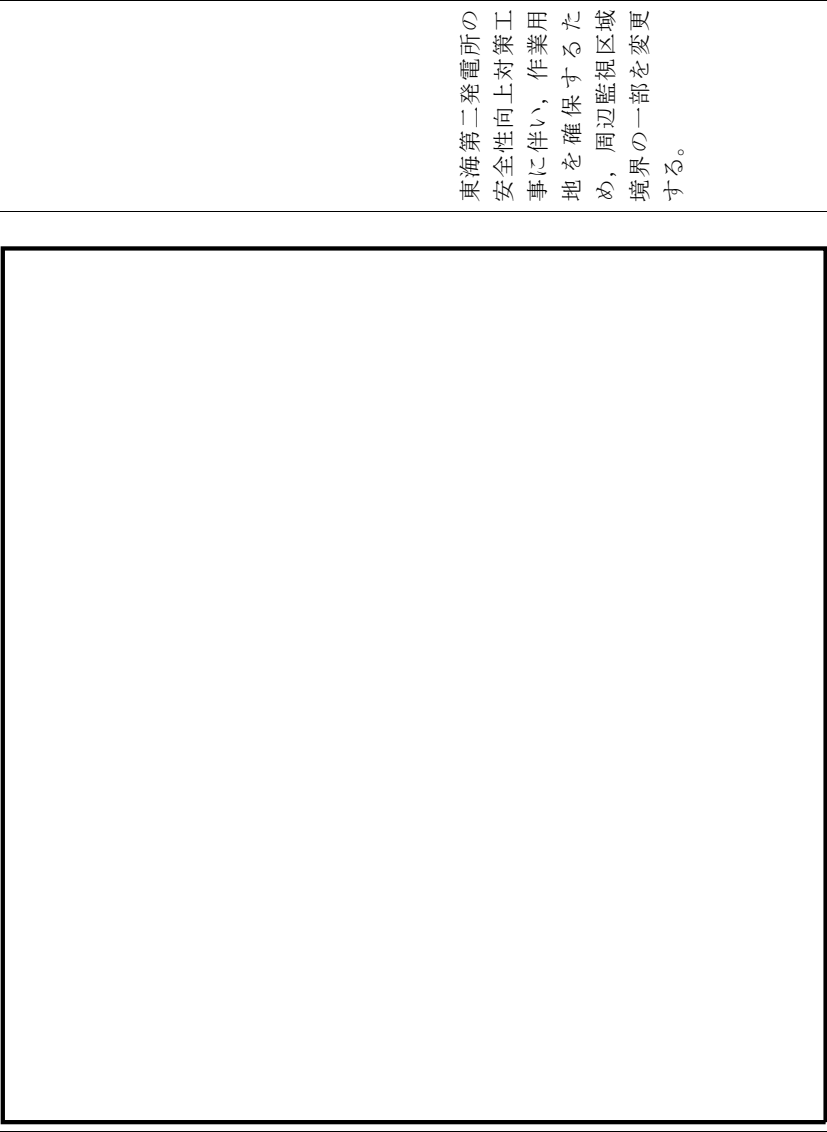
	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	昭和 40 年 12 月 6 日	40 原第 4109 号
2	昭和 42 年 3 月 4 日	42 原第 193 号
3	昭和 42 年 5 月 23 日	42 原第 1955 号
4	昭和 43 年 8 月 15 日	43 原第 3958 号
5	昭和 43 年 9 月 26 日	43 原第 4712 号
6	昭和 44 年 8 月 14 日	44 原第 3627 号
7	昭和 45 年 12 月 12 日	45 原第 3493 号
8	昭和 47 年 3 月 13 日	47 原第 2011 号
9	昭和 47 年 12 月 21 日	47 原第 11161 号
10	昭和 48 年 6 月 6 日	48 原第 5291 号
11	昭和 49 年 8 月 29 日	49 原第 6889 号
12	昭和 52 年 10 月 27 日	52 安(原規)第 290 号
13	昭和 52 年 12 月 20 日	52 安(原規)第 370 号
14	昭和 53 年 11 月 28 日	53 安(原規)第 346 号
15	昭和 54 年 7 月 10 日	54 資庁第 8348 号
16	昭和 56 年 8 月 20 日	56 資庁第 10448 号
17	昭和 56 年 11 月 24 日	56 資庁第 13059 号
18	昭和 57 年 3 月 19 日	57 資庁第 3873 号
19	昭和 57 年 6 月 18 日	57 資庁第 7877 号
20	昭和 57 年 7 月 31 日	57 資庁第 10881 号
21	昭和 58 年 2 月 8 日	57 資庁第 19484 号
22	昭和 58 年 8 月 29 日	58 資庁第 11324 号
23	昭和 59 年 6 月 27 日	59 資庁第 7901 号
24	昭和 60 年 6 月 24 日	60 資庁第 8545 号
25	昭和 61 年 6 月 19 日	61 資庁第 8018 号
26	昭和 62 年 2 月 14 日	62 資庁第 1075 号
27	昭和 63 年 2 月 4 日	62 資庁第 16314 号
28	平成 元年 3 月 31 日	元資庁第 3499 号
29	平成 2 年 3 月 23 日	2 資庁第 1878 号
30	平成 3 年 6 月 25 日	3 資庁第 6923 号
31	平成 6 年 2 月 7 日	5 資庁第 14236 号
32	平成 6 年 6 月 14 日	6 資庁第 6373 号
33	平成 8 年 6 月 25 日	8 資庁第 6661 号
34	平成 9 年 9 月 11 日	平成 09・08・04 資第 19 号
35	平成 10 年 4 月 13 日	平成 10・03・10 資第 114 号
36	平成 12 年 3 月 17 日	平成 12・01・24 資第 1 号
37	平成 12 年 6 月 26 日	平成 12・06・12 資第 7 号
38	平成 13 年 1 月 5 日	平成 12・08・31 資第 13 号
39	平成 13 年 2 月 23 日	平成 13・02・15 原第 15 号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
40	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13・03・23 原第 22 号
41	平成 13 年 6 月 28 日	平成 13・05・31 原第 29 号
42	平成 13 年 12 月 3 日	平成 13・11・28 原第 1 号
43	平成 15 年 4 月 23 日	平成 15・04・18 原第 15 号
44	平成 15 年 6 月 27 日	平成 15・05・29 原第 15 号
45	平成 15 年 9 月 8 日	平成 15・08・15 原第 1 号
46	平成 16 年 6 月 10 日	平成 15・12・24 原第 34 号
47	平成 16 年 6 月 24 日	平成 16・06・22 原第 14 号
48	平成 17 年 3 月 25 日	平成 17・03・03 原第 11 号
49	平成 17 年 8 月 25 日	平成 17・08・11 原第 5 号
50	平成 17 年 11 月 29 日	平成 17・11・15 原第 4 号
51	平成 18 年 2 月 2 日	平成 17・12・26 原第 3 号
52	平成 18 年 6 月 30 日	平成 18・06・20 原第 18 号
53	平成 18 年 9 月 8 日	平成 18・08・29 原第 19 号
54	平成 19 年 9 月 7 日	平成 19・08・06 原第 6 号
55	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・12・07 原第 12 号
56	平成 20 年 9 月 1 日	平成 20・08・07 原第 31 号
57	平成 20 年 12 月 24 日	平成 20・12・12 原第 6 号
58	平成 21 年 3 月 30 日	平成 21・02・27 原第 4 号
59	平成 21 年 6 月 29 日	平成 21・06・16 原第 3 号
60	平成 22 年 3 月 8 日	平成 22・01・29 原第 21 号
61	平成 24 年 6 月 21 日	平成 24・05・25 原第 9 号
62	平成 25 年 3 月 8 日	原管廃収第 121226004 号
63	平成 25 年 6 月 28 日	原管廃収第 130318002 号
64	平成 26 年 1 月 23 日	原管廃発第 1401221 号
65	平成 26 年 6 月 24 日	原規規発第 1406245 号
66	平成 26 年 7 月 23 日	原規規発第 1407231 号
67	平成 28 年 3 月 31 日	原規規発第 16033110 号
68	平成 28 年 12 月 7 日	原規規発第 1612072 号
69	平成 30 年 6 月 7 日	原規規発第 1806071 号
70	令和 元年 6 月 11 日	原規規発第 1906112 号
71	令和 元年 9 月 24 日	原規規発第 1909246 号
72	令和 2 年 9 月 17 日	原規規発第 20091711 号
73	令和 2 年 12 月 2 日	原規規発第 2012021 号
74	令和 3 年 3 月 31 日	原規規発第 2103314 号

別添

東海発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所 原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定 (変更前)	東海発電所原子炉施設保安規定 (変更後)	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識掲げることに伴い、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>図31</p> 	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第31条 周辺監視区域は、図31に示す区域とする。</p> <p>2. 施設防護グループマネージャは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識掲げることに伴い、業務上立入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>図31</p> 	<p>東海第二発電所の安全性向上対策工事に伴い、作業用地を確保するため、周辺監視区域境界の一部を変更する。</p>

注) 点線枠は変更箇所を示す。点線枠は改正事項に含まない。

東海発電所 原子炉施設保安規定変更前後比較表

東海発電所原子炉施設保安規定 (変更前)	東海発電所原子炉施設保安規定 (変更後)	備考
	<p>附 則 ( . . . )  <u>(施行期日)</u>  <b>第1条</b> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けたのち、変更後の周辺監視区域境界に標識を設置した時点から施行する。</p>	

注) 下線は改正事項に含まない。